

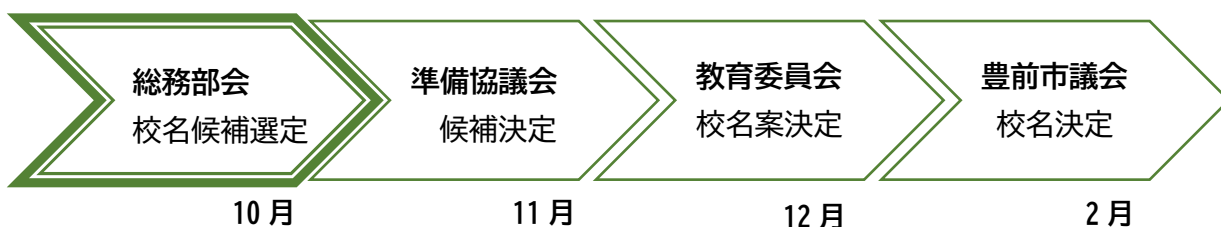
協議事項(2) 豊前市立学校の新しい学校名について

豊前市に新設する新しい中学校・義務教育学校・小学校2校の校名候補を決定するにあたっての具体的な方法やスケジュール等を定める。

【協議項目】

1. 校名の決め方について
2. 公募を行う場合(公募の条件)
3. 周知方法について
4. 校名案の選定方法等について

○選定の流れ



1. 校名の決め方について(どのように決めていくか)

案1 総務部会の委員が校名候補の案を提案し、検討する

- ・部会員が校名候補を提案⇒児童生徒や地域にアンケート⇒結果をもとに再度総務部会で複数案を選定する
- 各団体の代表が候補を出すため、それぞれの想いを反映させた案が提出される。
- アンケートをおこない数により決定する場合はアンケート対象者の属性も影響する。

案2 公募をおこなう

- ・広く校名の募集をおこなう⇒総務部会で複数案を選定する
- さまざまな意見から候補を選ぶことができる。
- 多くの意見から候補を選定しなければならない。

2. 公募を行う場合(公募の条件)

①募集期間はどの程度とするか

- ・約1ヶ月間程度

②応募資格の範囲をどこまでにするか。応募点数は制限するか。

- (ア) 市内在住者の方
- (イ) 市内の小・中学校に在学する児童・生徒・教職員
- (ウ) 市内の職場に勤務する者
- (エ) 市出身者で市外に在住する者

(オ)市内外問わない。誰でも応募可能。

③応募方法をどのようにするか

- ・郵便、FAX、メール、グーグルフォーム
- ・応募箱を設置・・・市役所(正面玄関)

*応募様式を作成し ①HPに掲載する ②応募箱に沿える。
様式は問わず必要事項を記入し応募も可能とする。

④その他の事項

- ・校名の理由は必ず記入してもらう

【理由】校名を考えた理由が選定時に考慮されるため(地域性やその名称に込めた想い等)

- ・採用者の公表はしない

【理由】公表による応募意欲が増すことも考えられるが、複数人からの応募や名称の一部を補正する可能性を考慮するため。

3. 周知方法について

- ・市報〇月号, 市ホームページに掲載
- ・開校準備協議会だよりの配付

4. 校名案の選定方法等について

①選定基準等について

- (ア)現在の14校に使用されていないもの、商標等の権利を侵害しないもの
- (イ)漢字、ひらがな、カタカナ、数字で表記できるもの
- (ウ)原則として常用漢字を使用し、難しい・誤読しやすい漢字ではないもの
- (エ)わかりやすく、愛着や誇りがもて、広く受け入れられるもの
- (オ)選定の理由、根拠を明確に示すことができるもの

*応募数の多少は選定や決定の基準としない

②事務局の整理方法(リスト化)について

- ・応募基準に満たないもの、客観的にふさわしくないものは除外する。除外したものもリスト化し、部会等の資料では提示する。
- ・応募数の多少は選定や決定の基準に該当しないため、各校名の応募数は示さない。

③選定方法、選定数について

- ・事務局において応募作品を整理(リスト化)し、全ての応募作品を提示する。
- ・『①各候補の選定基準等について』をふまえ、総務部会において各校5案程度を選定する。
- ・開校準備協議会において総務部会が選定した校名候補を承認し、教育委員会へ報告する。
- ・開校準備協議会から報告された各校5案程度の校名案について、協議会内で議論された意見を参考に、教育委員会で各校1つ校名案を決定する。